

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 27 年 6 月 5 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 28 年 12 月 22 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 29 年 1 月 20 日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県立病院課	<p>（新庄病院における固定資産の除却処理）</p> <p>現物が無いにもかかわらず、補正予算へ折り込むための時間的制約を理由に除却処理を行っていない固定資産が確認された。現金の支出を伴わない除却処理については、補正予算の時期によらず、除却処理を行う必要がある。</p>	<p>固定資産管理マニュアルにより、除却処理は都度行うこととした。</p>
県立病院課	<p>（1 者随意契約理由）</p> <p>河北病院及び鶴岡病院において「診療材料調達業務委託」を 1 者随意契約により行っているが、その理由書に記載された「全国的なデータ及び県立他病院のデータを持つ業者が他にないこと」では、理由として不十分である。1 者随意契約の適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。</p>	<p>（こころの医療センター：旧県立鶴岡病院）</p> <p>1 者随意契約に当たっては、適用要件を厳格に適用するとともに、契約の相手方を特定する理由を明確に記載した。</p>